

令和2年2月20日

# 議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については〇で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和元年度北塩原村農業委員会総会（令和2年2月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和2年2月20日（木）午後4時00分～4時56分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星 源 嗣	出
会長職務代理者	6	遠 藤 俊 一	出
農業委員	1	伊 藤 義 人	欠
〃	2	中 川 博 之	出
〃	3	岩 田 多 吉	出
〃	4	二 瓶 睦 夫	出
〃	5	蓮 沼 喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥 川 維 之	出
〃	—	佐 藤 誠 一	出
〃	—	五十嵐 好 則	出
〃	—	安 部 嘉 久	出
〃	—	齋 藤 隆 男	欠
〃	—	小 椋 功	出

※ 出席委員 農業委員6名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名中5名出席。

4. 欠席委員

1番 伊藤 義人委員  
推進委員 齋藤 隆男委員

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 提出議案

議案第1号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

・番号1～4番 賃借権設定

第5 その他

・北塩原村農業委員会の委員等の改選について

・農業委員会だよりの発行について

・農業委員会視察研修について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 相 原 哲 也 (議会对応により欠席)

事務局主任主査 渡 部 達 也

事務局主査 須 藤 真由美

## 7. 会議の内容

### ○事務局

ただいまより、令和元年度北塩原村農業委員会定例総会2月定例会を開会いたします。  
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

### ○会長

(挨拶)

### ○事務局

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

### ○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。1番、伊藤義人委員より欠席する旨の届出がありました。只今の出席委員は農業委員7名中6名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は、農地利用最適化推進委員6名中5名にも出席いただいております。なお、推進委員の齋藤隆男委員からは欠席する旨の届出がありました。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、5番、蓮沼喜久雄委員、2番、中川博之委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、1月29日、令和元年度会津若松地方農業委員会連合会研修会が会津若松市文化センターで開催されまして、農業委員4名、推進委員4名、事務局が出席しております。2番、2月6日、農業委員会事務局職員研修会が清稜山倶楽部で開催されまして、事務局が出席しております。3番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会2月定例会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、本日、総会終了後の5時30分より、北塩原村農作業賃金協定会議をこちらの集会室1・2で開催いたしますので、農作業賃金協定会議員になられている方は、引き続きよろしくお願いたします。なお、本日の協定会議で決定した内容等については、来月の農業委員会総会で委員の皆様にご確認いただいておりますので、全戸配布したいと思いますのでよろしくお願いたします。続きまして2番、農作業賃金協定会議終了後の6時30分より、北塩原村農業委員会の委員等の公募に関する説明会を、村コミュニティセンターホールで開催いたします。出席される委員さんは、説明会まで時間が空いてしまうため、集会室4を待合室として準備しましたので、そちらの方でお待ちくださいますよう、よろしくお願いたします。続いて3番、2月25日、令和元年度第2回喜多方地方農地中間管理事業推進連絡調整会議が喜多方合同庁舎で開催され、事務局が出席いたします。会津若松市文化センターで開催され、農業委員、推進委員、事務局が出席いたします。4番、3月9日～10日の日程で、北塩原村農業委員会視察研修を実施いたします。詳細については、総会の最後に渡部よりご説明いたします。

続いて5番、3月19日、令和元年度北塩原村農業者年金協議会代議員会を集会室1・2で開催し、代議員、事務局長、事務局が出席いたします。5番、同じく3月19日、北塩原村農業委員会総会3月定例会を集会室1・2で開催いたします。以上で、業務報告及び今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは議事に入ります。議案第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。今月は4件ございます。それでは、議案第1号の番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページをご覧ください。議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明いたします。次の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画の作成について、承認を求めらるるものがございます。番号1番、こちらについては、新規設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方は、〇〇〇さん、〇〇歳、下吉字〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方は、〇〇〇さん、〇〇歳、下吉字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、下吉字〇〇25番、地目は畑、面積2,142㎡の1筆でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和2年3月1日から令和12年2月28日までの10年間。賃借料の額は年額で20,460円。1反当たりになおしますと約9,500円でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして中川博之委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては4ページから5ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和2年2月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で議案第1号、番号1番の利用権設定について、朗読と説明を終わります

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、2番、中

川博之委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○2番、中川博之委員

はい。今週初めなんですが、双方に確認しまして、申請内容に問題もありませんでしたので、許可相当としました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○議長

補足して申し上げますと、この20番と24番は既に〇〇〇さんが借りて耕作しています。

○5番、蓮沼喜久雄委員

何を作ってるの。

○2番、中川博之委員

きゅうりです。

○推進委員、奥川維之委員

〇〇〇さんは何も作ってなかったんですか。

○2番、中川博之委員

はい。休耕地状態でした。

○推進委員、奥川維之委員

ああ、そうがよ。何も作ってなかったんだ。じゃあ、作ってもらえるなら有難いな。

○議長

他にご意見、ご質問はございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号1番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号1番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号2番から4番までは安部嘉久委員の案件でございますので、農業委員会法第31条の規定に基づく、議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席となります。安部嘉久委員は退席してください。

(安部嘉久委員 退席)

○議長

それでは、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の6ページをご覧ください。議案第1号、2件目の利用権設定について説明いたします。番号2番、こちらについては、再設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、下吉字〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、大塩字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、下吉字〇〇の土地が5筆と下吉字〇〇の土地が1筆の合計6筆、地目は6筆とも田で、面積の合計は16,012㎡となります。なお、〇〇の田んぼですが登記は1筆になっていますが、現況は2筆に分かれておりまして、その内の1筆（国道側の）田んぼを借りて、これまでも耕作しているとのことでございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は賃借権設定。権利の存続期間は令和2年3月1日から令和11年2月28日までの9年間。賃借料の額は年額で288,216円。1反当たりになおしますと18,000円でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、中川博之委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、7ページから9ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和2年2月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、番号2番の利用権設定について、朗読と説明を終わります

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、2番、中川博之委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○2番、中川博之委員

はい。この案件についても今週の初めに双方に確認をしました。再設定ですので、特に問題ありませんということでした。許可相当と意見申し上げます。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号2番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号2番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。続いて、番号3番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の10ページをご覧ください。議案第1号、3件目の利用権設定について説明いたします。番号3番、こちらについては、再設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者(貸付人)の方は、〇〇〇さん、〇〇歳、下吉字〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者(借受人)の方ですが、2番と同じく〇〇〇さんでございます。2、利用権を設定する土地ですが、下吉字〇〇1番、地目は田、面積は2,201㎡、同じく〇〇3番、地目は田、面積は3,007㎡の2筆、面積の合計は5,208㎡でございます。3、利用権の設定内容について、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和2年3月1日から令和11年2月28日までの9年間。賃借料の額は年額で93,744円。1反当たりになおしますと18,000円でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、中川博之委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、11ページから12ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和2年2月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、番号3番の利用権設定について、朗読と説明を終わります

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、2番、中川博之委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○2番、中川博之委員

はい。こちらも同日に双方に確認したところ、問題はないということでしたので、許可相当と意見申し上げます。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号3番の利用権設定について、申請

の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号3番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。続いて、番号4番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の13ページをご覧ください。議案第1号、4件目の利用権設定について説明いたします。番号4番、こちらについては、再設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者(貸付人)の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、下吉字〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者(借受人)の方ですが、同じく〇〇〇さんでございます。2、利用権を設定する土地ですが、下吉字〇〇の土地が2筆、下吉字〇〇の土地が3筆の合計5筆、地目は5筆とも田で、面積の合計は10,463㎡となります。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和2年3月1日から令和11年2月28日までの9年間。賃借料の額は年額で188,334円。1反当たりになおしますと18,000円でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、中川博之委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、14ページから15ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和2年2月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、番号4番の利用権設定について、朗読と説明を終わります

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、2番、中川博之委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○2番、中川博之委員

はい。こちらも番号3番と同じ家族の案件ですので、一緒に確認を行いました。再設定ですので、問題はないということですので、許可相当と意見申し上げます。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号4番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号4番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。審議が終了いたしましたので、安部嘉久委員の入室を許可します。

(安部嘉久委員 入室)

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局

ありがとうございました。それではその他になりますが、事務局より3点ございますので、事務局説明をお願いします。

○事務局

(北塩原村農業委員会の委員等の改選について) ※ 須藤説明

それでは、提出議案の17ページをご覧ください。北塩原村農業委員会の委員等の改選について説明いたします。平成28年4月に施行された「農業委員会等に関する法律」の一部改正によりまして、委員の選出方法の変更や農地利用最適化推進委員の設置等の機構改革が行われました。その改正後、初めての農業委員・農地利用最適化推進委員となられた皆さんの任期が今年の7月19日をもって満了となることから、今後委員の改選が行われます。それに伴いまして、本日、6時30分から委員の公募に関する説明会を開催しますので、ここでは簡単に改選・公募に関する要件等について説明させていただきたいと思います。まずは、1番、募集人数ですが、現在と変更はなく、農業委員が7名、推進委員が6名となります。農業委員には地区の区分けはなく、推進委員にのみ、北山・大塩地区から2名ずつ、桧原・裏磐梯地区から1名ずつと決められております。続いて2番の任期ですが、農業委員が令和2年7月20日～令和5年7月19日までの3年間となり、推進委員は農業委員会から委嘱された日～令和5年7月19日までのおおみね3年間となります。なお、委嘱するのは新体制の農業委員会となります。3番、応募方法についてですが、農業者等の個人が2名以上連名で推薦する一般推薦。農事組合等の農業者が組織する団体等からの推薦、個人による応募の3つの方法がございます。所定の申込書に必要事項をご記入いただき、農業委員会事務局まで直接持参いただくか、郵送により提出いただくこととしております。4番。応募期間は来月、3月2日(月)～3月31日(火)までのおおみね1ヶ月間となります。5番、皆さ

んご存じのとおり、農業委員を任命する際の要件がございます。1 つ目は、認定農業者過半数要件です。認定農業者等が農業委員の過半数を占めるようにしなければならないと法律で定められております。当村の農業委員の定数は7名なので、4名以上が認定農業者としなければならないということがございます。ただし、当村のように認定農業者が少ない市町村には緩和（例外）措置がありまして、認定農業者の数が農業委員の定数の8倍を下回る場合は、議会の同意を得て、農業委員の過半数を認定農業者又はそれに準ずる者とする可以做到とされております。ここで言う準ずる者とは、認定農業者のOBや認定農業者の農業に従事・参画する親族、認定新規就農者等が該当します。それも困難であった場合は、同じく議会の同意を得て、農業委員の少なくとも4分の1を認定農業者又はそれに準ずる者とする可以做到とされておりますので、当村の場合は少なくとも2名以上は認定農業者としなければなりません。ここに記載はありませんが、それも困難であった場合は、農林水産大臣の承認を得ることができれば、4分の1以下にすることも可能のようですが、膨大な量の資料が求められ、なかなか簡単なことではないようです。県内では1つの農業委員会が該当したようですが、かなり苦勞されたそうです。ですので、4名以上、少なくとも2名以上は認定農業者となるよう、委員の皆さんもご協力よろしくお願ひいたします。続いて、2つ目の要件が、中立委員要件でございます。農地等の権利移動の許可や農地転用許可に関する意見具申等の公平・公正な判断のため、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないとされております。利害関係を有しない者とは、特別な資格が求められるものではなく、農業に従事していない広範な者が該当いたします。たとえば農地を所有していても、農業から引退して農地を第三者に貸している方なども中立委員に該当いたします。このような、農業に従事していない者が1名以上、農業委員に含まれるようにしなければならないと法律で定められております。続いて、3つ目の要件、女性・青年の登用でございます。農業委員の任命に当たっては、年齢・性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとされております。配慮しなければならないので、一応は努力規定ではあるのですが、絶対に近いくらい求められております。農林水産省の方では、特に女性農業委員の登用については、募集期間を延長してでも、働きかけをしてほしいとのことでございます。なお、推進委員に関しましては、こういった要件はありません。これから新体制に向けて、委員の公募が始まるわけですが、新体制がスムーズなものとなるよう、現委員の皆さんも、農業委員・農地利用最適化推進委員への応募等についてご検討いただければと思います。新体制の中に現委員の方が何名か入っていただければ、私たちも大変心強いので、何卒よろしくお願ひいたします。委員の改選については以上となります。

（農業委員会だよりの発行について）※ 須藤説明

（北塩原村農業委員会視察研修について）※ 渡部説明

#### ○事務局

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名委員 5 番 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名委員 2 番 \_\_\_\_\_ (印)